

社会福祉法人 向伸学園

役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人向伸学園（以下「法人」という。）定款の規定に基づき、役員に対する報酬について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給対象)

第2条 法人定款に規定する理事および監事（以下「役員」という。）とする。

(支給金額等)

第3条 理事長においては、理事長手当として、月額 100000円支給する。

また、監事、理事においては、役員手当（足代）として、理事会開催出席ごとに、一回出席につき、6000円を支給する。

附則

この規定は、平成23年3月5日から施行する。